最高人民法院の商標権の付与、確認をする行政事件の審理における若干の問題に関する規定 法釈[2017]2 号 最高人民法院 2017 年 1 月 10 日

http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-34732.html

商標権の付与を確定する行政事件を的確に審理するため、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国行政訴訟法」などの法律の規定に基づき、審理実務と組み合わせて、本規定を制定する。

第1条 本規定にいう商標権付与確定行政事件とは、 相手方当事者或いは利害関係人が国務院工商行政管理部門商標評審委員会(以下、商標評審委員会と略称)の下した商標拒絶査定不服審判、商標不登録不服審判、商標取消不服審判、商標無効審判及び無効決定不服審判などの行政行為に不服で人民法院に訴訟を起した事件をいう。

第2条 人民法院は商標権付与確定行政行為で審査 する範囲について、通常、原告の訴訟請求及び理由に 基づき決定しなければならない。原告が訴訟中に主張 しておらず、商標評審委員会の関連する認定に明確な 不当がある場合、人民法院は各当事者の意見陳述後 に関係事由を審査するとともに裁定することができる。 第3条 商標法第10条第1項第1号に規定する中華 人民共和国の国名などと「同一或いは類似」とは、商標 標章が全体的に国名などと同一或いは類似であること をいう。

中華人民共和国の国名などが含まれるものの、全体として同一でも類似でもない標章であるが、当該標章が商標登録されることが国家の尊厳に損害を及ぼす可能性がある場合、人民法院は商標法第10条第1項第8号に規定する事由に属すると認定することができる。第4条商標の標章或いはその構成要素に欺瞞性があり、公衆を容易に商品の品質などの特徴或いは生産地を誤認させる場合で、商標評審委員会は2001年改正商標法第10条第1項第7号に規定する事由に属する認定した時、人民法院はこれを支持する。

第5条 商標の標章或いはその構成要素が我国の社 会公共の利益及び公の秩序に否定的でマイナスの影響を生じさせる可能性がある場合、人民法院は商標法 第 10 条第 1 項第 8 号に規定する「その他の不良な影響」に属すると認定することができる。

政治、経済、文化、宗教、民族などの分野における一 定の社会的地位のある人物の氏名などを商標登録出 願した場合、前項にいう「その他の不良な影響」に属す る。

第6条 商標の標章が県クラス以上の行政区画の地名 或いは公衆に知られる外国の地名及びその他の要素 からなる場合で、全体として地名とは区別される意味が ある場合、人民法院はそれを商標法第10条第2項に いう事由に属さないと認定しなければならない。

第7条 人民法院は係争商標に顕著な特徴があるか 否かを審査する場合、商標が使用される指定商品に関 連する公衆の通常の認識に基づき、当該商標の全体に 顕著な特徴があるか否かを判断しなければならない。 商標の標章に記述的要素が含まれるものの、その全体 に顕著な特徴があることに影響しない、或いは記述的 標章が独特な方法で表現を加えることで、関連公衆が その商品の出所を識別することができる場合、それは 顕著な特徴を備えると認定しなければならない。

第8条 係争商標が外国語の標章の場合、人民法院 は中国領域内の関連公衆の通常の認識に基づき、当 該外国語の商標が顕著な特徴を備える否かを審査し判 断しなければならない。標章中に外国語の固有な意味 ありその使用される指定商品において顕著な特徴が影 響可能であるものの、関連公衆が当該固有の意味に対 する認識の程度が低くとも、当該標章によるその商品の 出所を識別することができる場合、それが顕著な特徴を 備えると認定することができる。

第9条 商品自体の形状或いはその一部を立体標章と

して商標登録出願した場合で、関連公衆が通常状況で その商品の出所を示す標章と識別が容易でない場合、 当該立体標章は、商標としての顕著な特徴を備えない。

当該形状が出願人の独自の創作或いは既に使用していた場合でも、そのことが商標の顕著な特徴を備えるとすることはできない。

第1項にいう標章が長期間或いは広く使用され、関連 公衆が当該標章により商品の出所を識別することがで きる場合、当該標章は顕著な特徴を備えると認定するこ とができる。

第10条 係争商標が法の定める商品名称或いは社会 慣習上の商品名称に属する場合、人民法院はそれを商 標法第11条第1項第1号にいう普通名称に属すると 認定しなければならない。法律の規定或いは国家標 準、業界標準に基づき商品の普通名称に属する場合、 普通名称と認定しなければならない。関連公衆が特定 な名称が特定の種類の商品を指すと普遍的に認める場 合、社会慣習上の普通名称と認定しなければならない。 専門参考書、辞典などが商品名称としている場合、社 会慣習上の普通名称と認定する参考にすることができ る。

社会慣習上の普通名称は、通常、全国的な関連公衆の 通常の認識を判断基準とする。歴史的伝統、風土民 情、地理的環境などの理由から形成され関連市場に定 着した商品で、当該関連市場で通用される称呼につい て、人民法院は普通名称と認定することができる。

係争商標出願人が当該登録出願商標を地域の一部 で社会慣習上の商品名称と明らかに知っているか或い は知りうべきである場合、人民法院は当該登録出願商 標を普通名称とみなすことができる。

人民法院は係争商標が普通名称に属するか否かを審査し判断する場合、通常、商標出願日の時点の事実状態に準ずる。登録時に事実状態に変化が生じている場合、登録時の事実状態でそれが普通名称に属するか否かを判断する。

第 11 条 商標の標章が単に或いは主に使用する商品 の品質、主要な原料、機能、用途、重量、数量、産地な どを記述、説明するものにすぎない場合、人民法院はそ れが商標法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する事由に属すると認定しなければならない。商標の標章或いはその構成要素が商品の特徴を暗示するものの、その商品の出所識別機能に影響しない場合、当該条項に規定する事由に属さない。

第 12 条 当事者が商標法第 13 条第 2 項に基づき係 争商標がその未登録の馳名商標を複製、模倣或いは 翻訳したものであるため登録させない或いは無効と主 張した場合、人民法院は以下の要素及び要素間の相 互の影響を総合的に考慮し、容易に混同させるか否か を認定しなければならない:

- (1)商標標章の類似度;
- (2)商品の類似度;
- (3)保護を求める商標の顕著性及び著名性度:
- (4)関連公衆の注意程:
- (5)その他の関連要素。

商標出願人の主観的意図及び実際の混同した証拠は 混同の可能性判断する参考要素とすることができる。 第 13 条 当事者が商標法第 13 条第 3 項に基づき係 争商標はその登録済馳名商標を複製、模倣或いは翻 訳したものであるため登録させない或いは無効と主張し た場合、人民法院は以下の要素を総合的に考慮し、係 争商標の使用がその馳名商標と相当程度の関係のあ ると関連公衆に認めさせ、公衆を誤認させ、馳名商標登 録人の利益が損害を受ける可能性が生じるか否かを認 定しなければならない:

- (1)引用商標の顕著性と著名度;
- (2) 商標の標章が十分に類似しているか否か:
- (3)使用する指定商品の状況;
- (4) 関連公衆の重複の程度及び注意度;
- (5)引用商標に類似する標章がその他の市場主体により合法的に使用されている状況或いはその他の関連要素。

第 14 条 当事者が係争商標は当該登録済馳名商標を 複製、模倣或いは翻訳したもので登録させない或いは 無効と主張し、商標評審委員会が商標法第 30 条の規 定に基づきその主張を支持する裁定をした場合で、係 争商標が登録後 5 年未満の場合、人民法院は当事者 の意見陳述後、商標法第30条の規定に基づき審理することができる。係争商標登録後5年経過している場合、商標法第13条第3項を適用し審理しなければならない。

第 15 条 商標代理人、法定代表者或いは販売業者、 代理店などの販売代理関係の意味からの代理人、権利 のない代表者が自らの名で被代理人或いは被代表者 の商標と同一或いは類似の商標を同一或いは類似の 商品に登録出願した場合、人民法院は商標法第 15 条 第 1 項の規定を適用して審理する。

代理関係或いは代表関係の協議段階で、前項に規定する代理人或いは代表者が被代理人或いは被代表者の商標を登録出願した場合、人民法院は商標法第 15 条第 1 項の規定を適用して審理する。

商標出願人と代理人或いは代表者の間に親族関係など特別な身分関係がある場合、その商標登録行為は当該代理人或いは代表者と悪意で共謀したものとの推定できるため、人民法院は商標法第 15 条第 1 項の規定を適用して審理する。

第 16 条 次の事由を商標法第 15 条第 2 項に規定する「その他の関係」と認定することができる。

- (1)商標出願人と先使用者の間に親族関係がある場合:
- (2)商標出願人と先使用者の間に労務関係がある場合:
- (3)商標出願人と先使用者の営業所の所在地が近隣である場合:
- (4)商標出願人と先使用者に代理関係、代表関係のための協議がありながら代理関係、代表関係が未だ成立していない場合;
- (5) 商標出願人と先使用者が契約関係、業務交流関係のための協議がありながら契約関係、業務交流関係が未だ成立していない場合。

第 17 条 地理的表示の利害関係人が商標法第 16 条 に基づき第三者の商標を登録させない或いは無効と主 張する場合で、係争商標が使用する指定商品は地理的 表示の商品と同一商品ではないものの、地理的表示の利害関係人が係争商標を当該商品に使用することで当

該商品が当該地域を出所とする特別な品質、信用或いはその他の特徴を有すると容易に関連公衆を誤認させると証明できる場合、人民法院はこれを支持する。 当該地理的表示が既に団体商標或いは証明商標に登録されている場合、団体商標或いは証明商標の権利者或いは利害関係人は、本条或いは別途商標法第13条、第30条などに基づき権利を主張することができる。第18条 商標法第32条に規定する先の権利には、当事者が係争商標の出願日前に享有していた民事上の権利或いはその他の保護すべき合法的権益が含まれる。係争商標が登録された時点で先の権利が既に存在

第 19 条 当事者が係争商標はその先の著作権に損害を受けたと主張した場合、人民法院は著作権法などの関連規定により、主張する客体が著作物を構成するか否か、当事者が著作権者或いは著作権を主張する権利を有するその他の利害関係人か否か及び係争商標が著作権侵害を構成するか否かなどを審査しなければならない。

しない場合、係争商標の登録に影響しない。

商標の標章が著作権法の保護を受ける著作物である場合、当事者が提出した商標の標章の設計草稿、現物、権利取得の契約書、係争商標の出願日前の著作権登録証書など、いずれも著作権帰属を証明する初歩的証拠とすることができる。

商標公告、商標登録証書などは商標出願人が商標の標章の著作権を主張する権利を有する利害関係人とする初歩的証拠とすることができる。

第20条 当事者が係争商標によりその氏名権に損害を受けたと主張し、関連公衆が当該商標の標章は当該自然人を指すもので、当該商標が付された商品は当該自然人の許諾を受けた或いは当該自然人と特別な関係にあると容易に認められる場合、人民法院は当該商標が当該自然人の氏名権に損害を与えたと認定しなければならない。

当事者がそのペンネーム、芸名、翻訳名などの特定 の名称に氏名権を主張する場合、当該特定の名称が一 定の知名度を備え、当該自然人と安定的な対応関係が 確立されており、関連公衆がそれを当該自然人とするな らば、人民法院はこれを支持する。

第21条 当事者の主張する屋号が一定の市場知名度 を備えている場合で、他人が許諾なく当該屋号と同一或 いは類似の商標を登録出願し、関連公衆に商品の出所 を容易に混同させ、当事者がこれに先の権益を主張す る場合、人民法院はこれを支持する。

当事者が一定の市場での知名度を備えるとともに既 に企業と安定的な対応関係が確立されている企業名称 の略称を根拠に主張を提起する場合、前項の規定を適 用する。

第 22 条 当事者が係争商標によりキャラクターイメージ の著作権に損害を受けたと主張するとき、人民法院は 本規定第 19 条により審査する。

著作権の保護期間内の著作物について、著作物の名称、著作物のキャラクター名などが比較的高い知名度を備えており、それらを関係商品に商標と使用することがその権利者の許諾を受けた或いは権利者と特別な関係があると容易に関連公衆を誤認させることになり、当事者がこれに先の権益を主張する場合、人民法院はこれを支持する。

第23条 先使用者が商標出願人の不正手段によりその先の使用と一定の影響のある商標の先取り登録を主張し、先使用の商標が既に一定の影響を有しており、商標出願人が当該商標を明らかに知っている或いは知りうべきである場合、それは「不正の手段による先取り登録」を構成すると推定することができる。但し、商標出願人がそれに先使用商標の信用を利用する悪意がないことを立証、証明した場合はこの限りでない。

先使用者がその先の商標の一定の使用継続期間、地域、販売数量或いは広告宣伝について立証、証明した場合、人民法院は一定の影響があると認定することができる。

先使用者が商標出願人によるその先に使用し一定の 影響のある商標を類似しない商品に出願対し商標法第 32条の規定違反を主張する場合、人民法院はこれを支 持しない。

第24条 欺瞞的な手段以外のその他の方法で商標登録の秩序を混乱させ、公共の利益に損害を与え、公共

資源を不当に占用或いは不当な利益を得ようと図る場合、人民法院はそれが商標法第 44 条第 1 項に規定する「その他の不正手段」に属すると認定することができる。

第25条 人民法院は係争商標出願人が他人の馳名商標を「悪意登録」をしたか否かを判断する場合、引用商標の著名性、係争商標出願人が係争商標を出願した理由及び係争商標を使用する具体的情状を総合的に考慮しその主観的意図を判断しなければならない。引用商標の著名性が高く、係争商標出願人に正当な理由がない場合、人民法院はその登録が商標法第45条第1項にいう「悪意登録」を構成すると推定することができる。

第 26 条 商標権者自らの使用、許諾を受けた第三者の使用及び商標権者の意思に反しないその他の使用は、いずれも商標法第 49 条第 2 項にいう使用と認定することができる。

実際に使用された商標の標章と登録された商標の標章も微細な差異があるものの、その顕著な特徴が改変されていない場合、登録商標の使用と見做すことができる。

実際に登録商標の使用がない場合、単に譲渡或いは 許諾行為、或いは単に商標登録の情報を公示、登録商 標専用権を享有する旨の申出にすぎない場合、商標の 使用と認定しない。

商標権者に商標を真正に使用する意図があるとともに、実際に使用するための必要な準備があるものの、その他の客観的な原因により未だ登録商標が実際に使用されていない場合、人民法院はそれを正当な理由と認定することができる。

第 27 条 当事者が商標評審委員会の次に掲げる事由 が行政訴訟法第 70 条第(3)号に定める「法定手続違 反」に属すると主張する場合、人民法院はこれを支持す る。

- (1) 当事者の提起した審判理由に漏れがあり、当事者の権利に実際の影響が生じる場合;
- (2)審判手続中に合議体の構成員が告知されず、審査により回避すべき事由がありながら回避がされない場

合;

(3)審判に参加する当事者適格が通知されず、当該当事者が明確な異議を提出した場合:

(4)その他の法定手続違反の事由。

第28条 人民法院の商標権付与確定審理過程に、商標評審委員会による係争商標の拒絶事由、不登録事由或いは無効事由が存在しなくなった場合、人民法院は新たな事実に基づき商標評審委員会の関連審決を取消すとともに、その根拠変更後の事実に基づいて改めて審決を下すことを命じることができる。

第29条 当事者が原行政行為の後に発見した新しい 証拠、或は原行政手続中に客観的な理由により取得す ることができなかった或いは所定の期間内に提出でき なかった証拠に基づき、或いは新たな法律に基づく審判 請求は、「同一の事実と理由」による再審請求に属さな い。

商標拒絶査定不服審判の手続中に、商標評審員会が 出願商標と引用商標が同一種類或いは類似の商品で 使用される同一或いは類似の商標を構成しないことを 理由に、出願商標を初期公告査定後、下記の事由の場 合は、「同一の事実及び理由」による再審請求と見做さ ない。

(1)引用商標の所有者或いは利害関係人が当該引用 商標に基づいて異議を申立て、国務院工商行政管理部 門商標局が支持し、被異議商標出願人が不服審判を請 求した場合:

(2)引用商標の所有者或いは利害関係人が出願商標 登録後に当該引用商標に基づき無効審判を請求した場 合。

第30条 人民法院が関連する事実及び法の適用について既に明確な認定を下し効力の生じた裁判があり、相手方当事者或いは利害関係人が商標評審委員会を当該効力の生じた裁判に基づいて改めて下した審決に基づき提訴した場合、人民法院はこれを法に基づき受理しない裁定を下す。既に受理された場合、提訴棄却の裁定を下す。

第 31 条 本規定は 2017 年 3 月 1 日より施行する。人 民法院は 2001 年改正商標法に基づき審理した商標権 付与確定行政事件について、本規定を参照することができる。